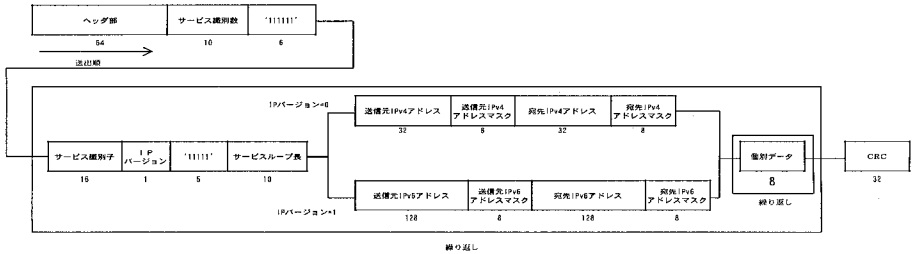
注１　ヘッダ部及びＣＲＣは、別表第五号に示すセクション形式のうち拡張形式と同じとする。
２　ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は自ネットワークの場合0x40、他ネットワークの場合0x41とし、「テーブル識別子拡張」はネットワーク識別子の伝送のために使用する領域とする。
３　ネットワーク識別子は、ネットワークの番号を識別するために使用する領域とする。
４　ヘッダ部内の「セクション長」の値は、最初の２ビットは‘00’とし、残りの10ビットはこれより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。ただし、この値は1021を超えてはならないこととする。
５　ネットワーク記述子長は、最初の２ビットは‘00’とし、残りの10ビットは次に続く記述子の全データバイト数を書き込む領域とする。
６　記述子１及び記述子２の領域は、当該ネットワークに関する記述子を書き込む領域とする。
７　ＴＬＶストリームループ長は、最初の２ビットは‘00’とし、残りの10ビットはこれより後に続くＣＲＣの直前までのデータバイト数を書き込む領域とする。
８　ＴＬＶストリーム識別子は、ＴＬＶストリームの識別番号を書き込む領域とする。
９　オリジナルネットワーク識別子は、当該ＴＬＶストリームの元のネットワークの識別番号を書き込む領域とする。
10　ＴＬＶストリーム記述子長は、この領域直後の当該ＴＬＶストリームの全記述子のバイト長を示すものとする。ただし、最初の２ビットは‘00’とする。

別表第十九号　ＡＭＴの構成

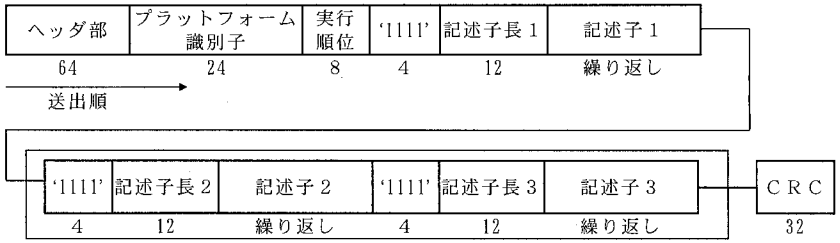


注１　ヘッダ部及びＣＲＣは、別表第五号に示すセクション形式のうち拡張形式と同じとする。
２　ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は0xFEとし、「テーブル識別子拡張」はＡＭＴを示す0x0000とする。
３　サービス識別数は、このＡＭＴに記述されるサービス識別子の数を示すものとする。
４　サービス識別子は、放送番組番号を識別するために使用する領域とする。
５　ＩＰバージョンは、放送番組を構成するＩＰパケットのバージョンを示すものとし、割当ては次表に示すとおりとする。

値	割当て
0	ＩＰｖ4
1	ＩＰｖ6

６　サービスループ長は、この領域の直後から、次のサービス識別子又はＣＲＣの直前までのデータバイト数を示すものとする。
７　送信元ＩＰｖ４アドレスは、放送番組を構成するＩＰｖ４パケットの送信元ＩＰアドレスを書き込む領域とする。
８　送信元ＩＰｖ４アドレスマスクは、送信元ＩＰｖ４アドレスに指定するＩＰアドレスに対し、有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。
９　宛先ＩＰｖ４アドレスは、放送番組を構成するＩＰｖ４パケットの宛先ＩＰアドレスを書き込む領域とする。
10　宛先ＩＰｖ４アドレスマスクは、宛先ＩＰｖ４アドレスに指定するＩＰアドレスに対し、有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。
11　送信元ＩＰｖ６アドレスは、放送番組を構成するＩＰｖ６パケットの送信元ＩＰアドレスを書き込む領域とする。
12　送信元ＩＰｖ６アドレスマスクは、送信元ＩＰｖ６アドレスに指定するＩＰアドレスに対し、有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。
13　宛先ＩＰｖ６アドレスは、放送番組を構成するＩＰｖ６パケットの宛先ＩＰアドレスを書き込む領域とする。
14　宛先ＩＰｖ６アドレスマスクは、宛先ＩＰｖ６アドレスに指定するＩＰアドレスに対し、有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。
15　個別データは、個別に定義されたデータを書き込む領域とする。

別表第二十号　ＩＮＴの構成



注１　ヘッダ部及びＣＲＣは、別表第五号に示すセクション形式のうち拡張形式とする。
２　ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は0x4Cとし、「テーブル識別子拡張」は実行種別及びプラットフォーム識別を補助する情報を伝送するために使用する。
３　プラットフォーム識別子は、プラットフォームの種類を識別するために使用する領域とする。
４　記述子長１、記述子長２及び記述子長３は、それぞれ記述子１、記述子２及び記述子３の全記述子のバイト長を示すものとする。
５　記述子１は、当該プラットフォームに関する記述子を書き込む領域とする。
６　記述子２は、受信機を識別する記述子を書き込む領域とする。
７　記述子３は、記述子２で指定された受信機に関する記述子を書き込む領域とする。

別表第二十一号　伝送制御信号（標準方式第36条第２項及び第58条第４項に関するものは除く。）により伝送される記述子の構成

記述子	構成
限定受信方式記述子	別記第１のとおり
限定再生方式記述子	別記第２のとおり
部分受信記述子	別記第３のとおり
地上分配システム記述子	別記第４のとおり